

2020年4月13日

お客様各位

富士急バス株式会社

バス通学定期券における新型コロナウイルスの影響の休校に伴う「払戻し」、  
及び学校再開時における「新規発行」の取り扱いについて

平素より富士急バスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
新型コロナウイルスの影響による休校に伴う、バス通学定期券の「払戻し」、及び学校再開時の  
「新規発行」の取り扱いを下記の通りご案内いたします。

## 記

### 1. 通学定期券の払戻しについて

(1)お手持ちの定期券を発行された窓口へお申し出ください。

河口湖駅、富士山駅、都留市駅、大月駅、上野原駅、山中湖旭日丘の各富士急バス窓口  
大月営業所、上野原営業所、甲府営業所、富士急トラベル甲府支店

(2)発行された窓口にお申し出いただいた日を最終使用日として計算した額を  
払戻しいたします。

「券面額」より「通用開始日から経過日数分」の往復運賃(基準となる片道普通運賃額の2倍)  
を差し引いた金額を払戻しいたします。尚、払戻額が0円以下となる場合は払戻しできません。

計算式：券面額－(片道普通運賃×2(往復分)×経過日数分)＝払戻額

例：4月1日に購入した片道200円区間の通学1年定期券(49,250円)を  
13日に払い戻す場合  
券面額49,250円－(片道普通運賃200円×2(往復分)×経過日数13日分)  
＝払戻額44,050円

### 2. 学校再開時の通学定期券の「新規発行」について

(1)「払戻し」となりますので、再度お求めいただく場合は「新規発行」となります。

(2)必要書類の学生証または入学通知書、定期券申込書、通学1年定期券の場合は顔写真、  
料金を各窓口へご提示、ご提出ください。

※通学1年定期券は5月31日までの販売となります。

### 3. お客様へのお願い

対象のお客様におかれましては、各購入窓口へお早めにお申し出いただきますよう、  
お願い申し上げます。

以上